

2014年 1月23日

## 「原発」都民投票（条例制定）の知事提案についての公開質問状

拝啓

今回の東京都知事選挙への立候補を表明されている方々の内、宇都宮健児氏、舛添要一氏、細川護熙氏に、この質問状と資料を送付しています。お忙しいとは存じますが、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

私たち〔国民投票／住民投票〕情報室は、主権者の意思が最大限尊重される政治、行政の実現をめざし、国民投票、住民投票に関する情報の収集・発信、及び具体的な制度設計に係る提案、啓発活動を続けており、大手新聞社や教科書会社の住民投票に関する実施実態の記事、著述の多くは、本会の資料に基づいて記載されています。

さて、「原発」をどうするのかという極めて重要な問題は、議員や首長、首相に一任するのではなく、スイス、イタリア、ベルリンなどのように、主権者である私たち自身の直接投票（国民投票や住民投票）で決めるべきだと私たちは考えています。

東京電力の大株主である東京都、そして電力の最大消費地の住民である都民が、「原発」の再稼働についてどういう方式でどういう選択をするのか。これはとても重要な案件だと考えます。2012年6月、地方自治法に則り、東京都の有権者が 323,076 筆（有効法定署名）の連署をもって制定を請求した（請求代表人は宮台真司氏ら）「原発」都民投票条例案を、都議会は反対多数で否決しましたが、私たちは、新しく都知事に就任する人が、自身の「原発」に関する姿勢（脱か推進か）を明確に示すと同時に、「原発」都民投票条例を首長提案し、投票実現のために努めることを期待しています。

そこで、立候補を予定されている貴殿にお訊ねします。あなたは、自身が選挙で当選し都知事に就任した場合、この質問状に続けて送信する「原発」都民投票条例案（直接請求時の案）もしくは本質的にこれに近い内容のものを制定し、都民投票を実施するために、地方自治法に則り、自ら条例制定を議会に提案する意思がありますか？

次ページの回答用紙に記載の上、2月1日までにEメール、FAXもしくは郵便にてご回答ください。

なお、頂戴した回答は、順次本会ウェブサイトなどに掲載します。宜しく願い申し上げます。

敬具

〔国民投票／住民投票〕情報室

〒540-0004

大阪市中央区玉造1-14-14-3F

TEL 080-3866-3037

FAX 06-6751-7345

E-mail : ref@clock.ocn.ne.jp

URL : <http://ref-info.net/>

# 回答（返信）用紙

お名前

.....

あなたは、自身が選挙で当選し都知事に就任した場合、同封署名簿記載の「原発」都民投票条例案を制定し都民投票を実施するために、自ら条例制定を提案する意思がありますか？

- ある
- ない
- 同封署名簿記載の条例案とは異なるものを提案する。  
(異なる点を簡潔に記して下さい)

- 実施必至型（常設型）住民投票条例案を提案する。

.....

[何かご意見があれば記して下さい]

.....

勝手ながら、2月1日までにEメール、FAXもしくは郵便にてご回答ください。

なお、頂戴した回答は、順次、本会ウェブサイトなどに掲載します。

宜しく願い申し上げます。